舞 総 総 第 43 号 令和 5 年 5 月 26 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

議案の一部訂正について

令和5年2月27日に提出いたしました議案(第12号議案 舞鶴市長の給料及び 退職手当の特例に関する条例制定について)及び同年3月29日に提出いたしました 議案(第32号議案 舞鶴市教育長の給料の特例に関する条例制定について)につき まして、別紙のとおりその一部を訂正したいので、よろしくお取り計らいください。

箇所	内容	
第議鶴給退の関例つ8	訂正後	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。 (この条例の施行の日から令和5年12月31日までの間における給料の特例) 2 この条例の施行の日から令和5年12月31日までの間における給料月額に関する第2条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の62.1」とする。ただし、期末手当の額の第出については、この項の規定は、適用しない。(令和5年12月に支給する期末手当の特例) 3 この条例の施行の日に在職する市長の令和5年12月に支給する期末手当に関する舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の122.5」とする。
	訂正前	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (この条例の施行の日から令和5年4月30日までの間における給料の特例) 2 この条例の施行の日から令和5年4月30日までの間における給料月額に関する第2条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の70.5」とする。

箇所		内容
第議鶴長の関例つ1ペーラ無育料に条に」ジ	訂正後	(施行期日) 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。 (この条例の施行の日から令和5年11月30日までの間における給料の特例) 2 この条例の施行の日から令和5年11月30日までの間における給料の特例) 2 この条例の施行の日から令和5年11月30日までの間における給料月額に関する第2条の規定の適用については、同条中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。(令和5年12月に支給する期末手当の特例) 3 この条例の施行の日に在職する教育長の令和5年12月に支給する期末手当に関する舞鶴市教育長の給与等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の146.6」とする。
	訂正前	附 則